

県庁舎ほか12地区合同庁舎飲料水等水質検査業務仕様書

1 上水水質検査

- ① 上水水質検査対象建物は、県庁舎並びに盛岡、花巻、北上、奥州、一関、大船渡、遠野、釜石、宮古、久慈、二戸の各地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎とする。
- ② 本検査は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条第1項第3号の水質検査である。
 - ア 16項目（省略不可11項目および金属等5項目） 1回（8月末日迄に実施）
 - イ 11項目（省略不可11項目） 1回
 - ウ 12項目（消毒副生成物項目） 1回（6～9月）※1度目の検査結果により、検査項目の変更が必要な場合は別途協議するものとする。
- ③ 検査試料水採水の際は、庁舎管理分掌者にその旨申し出て、各庁舎共1階湯沸かし室にて採水すること。

2 雑用水水質検査

- ① 雑用水水質検査対象建物は、県庁舎並びに盛岡及び二戸地区合同庁舎とする。
- ② 本検査は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条の二の水質検査である。
2項目（大腸菌、濁度） 2月に1回
- ③ ②の検査は、契約期間内を概ね2月毎に分割した月を基準として、各施設6回とする。
- ④ 検査試料水採水の際は、庁舎管理分掌者にその旨申し出て、県庁舎は1階公用車車庫内散水栓、盛岡地区合同庁舎は、地階公用車駐車場散水栓、二戸地区合同庁舎は6階男子トイレ洋風大便器ロータンクにて採水すること。

3 共通事項

- ① 検査試料水は受注者が採水すること。
- ② 検査完了後は、検査結果報告書を2部作成し、1部を管財課に、1部を地区合同庁舎管理分掌者に提出すること。（ただし県庁舎については、1部のみとする）
また、検査結果報告書の電子データをCD-R等により管財課に提出すること。
- ③ 契約期間
契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで
- ④ 作業計画書
受注者は、業務計画書を作成し、作業実施前に管財課及び庁舎管理者に提出すること。なお、作業計画書には次の内容を記載するものとする。
 - ア 業務概要
 - イ 実施工程表
 - ウ 業務体制及び組織表
 - エ 安全管理
 - オ 使用機材等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）
 - カ 業務内容及び手順
 - キ 緊急時の体制及び対応
 - ク その他（交通管理（敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の順守等））
 - ケ 作業員名簿（資格等）

【検査対象施設】

No.	対象施設	住所	上水	雑用水
1	県庁舎	盛岡市内丸10-1	○	○
2	盛岡地区合同庁舎	盛岡市内丸11-1	○	○
3	花巻地区合同庁舎	花巻市花城町1-4 1	○	
4	北上地区合同庁舎	北上市芳町2-8	○	
5	奥州地区合同庁舎	奥州市水沢大手町1-2	○	
6	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7-5	○	
7	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6-1	○	
8	遠野地区合同庁舎	遠野市六日町1-22	○	
9	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6-50	○	
10	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1-20	○	
11	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町1-1	○	
12	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6-3	○	○
13	一関地区合同庁舎 千厩分庁舎	一関市千厩町千厩字北方85-2	○	